

平成27年度 第7回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成27年10月19日（月） 午後1時35分から午後3時00分

2. 開催場所 知名町役場会議室

3. 出席委員（16人）

会長	1番	平井久元
委員	2番	田尻博樹
委員	3番	東正亮
委員	5番	伊東里美
委員	6番	川畑伸之
委員	8番	池沢清良
委員	9番	松元道夫
委員	10番	栄米子
委員	11番	本江武
会長代行	12番	先間政美
委員	13番	元栄章裕
委員	14番	城村富忠
委員	15番	池スミ子
委員	16番	芦村利広
委員	17番	三原利昭
委員	18番	中瀬秀治

4. 欠席委員（人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第26号 農業振興地域内農用地区域除外について

議案第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第29号 知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第30号 非農地証明願いの審議について

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川野兼一

事務局主査 中野吉裕 事務局主査 田中雅俊

付 議 事 項	
13:35 ~ 15:00 事務局長	ただ今から、平成27年度第7回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は全員出席ですので、総会は成立します。それでは、平井会長より会務報告をお願いします。
会長	それでは、前回の総会から昨日までの会務報告を行います。 10/1 和泊・沖永良部与論地区青年農業者会議 10/9 沖永良部土地改良区役員会 以上で会務報告を終わります。
議長	これより議事に入らせて頂きます。日程第1の、議事録署名委員および会議書記の指名を行います。 それでは、知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、14番城村委員、15番池委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の中野氏と田中氏を指名いたします。 以上で日程第1を終わります。
議長	それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。議題事項1番議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。 【議案第25号について朗読】 議案第25号は、使用貸借1件、売買6件となっています。 1番1は下城字須原〇〇番地6,795㎡です。 使用貸借となっています。

<p>事務局</p>	<p>2番1は天津勘字出花増〇〇番地1,478㎡です。 売買となっています。</p> <p>3番1は新城字吹屋〇〇番地1,142㎡です。 売買となっています。</p> <p>4番1から2は田皆エト俣〇〇番地1,356㎡外1筆の 合計1,817㎡です。 売買となっています。</p> <p>5番1は上平川字平川地〇〇番地1,251㎡です。 売買となっています。</p> <p>6番1は上平川字後俣袋〇〇番地1,278㎡です。 売買となっています。</p> <p>7番1から2は下城字蘭当〇〇番地3,096㎡外1筆の 合計6,247㎡です。 売買となっています。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満 たしております。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。 それでは、補足説明を地区担当委員からお願いします。</p>

10番委員	<p>1番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは義兄弟です。〇〇さんの奥さんと〇〇さんは兄妹です。畑は6月頃までは牛の草を作っていましたが、今のところ何も、やってない状態でした。キビを植える予定にしています。トラクター耕耘機等は有るみたいなので、ご審議のほうをよろしくお願いします。</p>
5委員	<p>2番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人です。1番の〇〇さんは自営業で農業をする時間ができるようになったからということで、畑は家の前のすぐ前の畑なので、一緒にするようになりました。ご審議のほうよろしくお願いします。</p>
1番委員	<p>3番説明</p> <p>〇〇さんは、現在島外に住んでおりまして、田舎の土地、宅地を整理したいということで売買を行った結果、〇〇さんが買うことになりました。その場所は昔の〇〇タクシーです。〇〇タクシーのそばに、〇〇さんはそばに畑があるんですけど、そこに〇〇さんが夏植えのキビをさしています。〇〇さんはキビが主体で、機械は全て揃っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
9番委員	<p>4番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人でありまして、畑のほうは夏植えがしてありまして、今度収穫です。 機械類も全部揃っています。 農地の集団化や地域における農業の取り組みを阻害する恐れはありませんので、よろしくお願ひします。</p>
14番委員	<p>5番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは義理の兄弟になります。〇〇さんは、サトウキビ、バレイショ、ユリの球根を栽培しております。農機具については全部揃っておりますので、ご審議をよろしくお願ひします。</p>

1 4 番委員	<p>6 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人です。〇〇さんは、オリエントルの切り花、バレイショを栽培しています。〇〇さんについても農機具は全て揃っています。両圃場とも、自作に向けて耕運してあります。地域農業の取り組みを阻害する恐れはありませんので、ご審議の程よろしくお願いします。</p>
8 番委員	<p>7 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは遠い親戚に当たります。この畑はずっと〇〇さんが耕作されていて、今度売買することになりました。畑はサトウキビが植えられて、今度収穫するものが植えられています。〇〇さんは最近体調を崩して、管理作業ができない時には、義理の弟に管理作業をお願いしてあります。農地の集団化や地域における農業の取り組みを阻害する恐れはありませんので、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、ただいま事務局および地区担当委員から説明がありました。皆さん、聞きたいことはございませんか。</p>
議長	<p>よろしいですか。 (はいの声あり)</p>
議長	<p>それでは、採決いたします。 ただ今の原案に対して、賛成の方は挙手でお願いいたします。 (挙手全員)</p>
議長	<p>はい、全員賛成ですので、ただ今の原案に対しては許可決定いたします。</p>

議長	<p>それでは、議題事項 2 番、議案第26号農業振興地域内農用地区域除外について、事務局に説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第26号農業振興地域内農用地区域除外について、説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第26号について朗読】</p> <p>1. 申請人の住所および氏名</p> <p>事業計画者 住所 知名町瀬利覚〇〇番地 氏名 〇〇氏</p> <p>譲渡人 住所 知名町瀬利覚〇〇番地 氏名 〇〇氏</p> <p>2. 土地の表示</p> <p>知名町大字黒貫字永井〇〇番地 畑 763㎡</p> <p>3. 事業計画</p> <p>貸テナ置場</p> <p>4. 施設の概要</p> <p>貸テナ置場 763㎡</p> <p>こちらの土地については、7月総会の3条申請で上がってきましたが、いったん取り下げをした土地になります。</p>

議長	ただ今の説明に対して、補足説明を地区担当委員にお願いいたします。
17番委員	写真のとおり、海岸は原野で、上のほうは、町道沿いの土地がありまして、右側は〇〇運送店の物流センターになっています。現在は埋め立ててコンテナが置けるような状態になっていますので、よろしくをお願いいたします。
議長	はい、ただ今の事務局の説明および地区担当委員から補足説明がありましたが、何か聞きたいことはございませんか。
議長	よろしいですか。 (はいの声あり)
議長	それでは、採決いたします。 ただ今の原案に対して賛成の方は挙手でお願いいたします。 (挙手全員)
議長	はい、有り難うございます。 全員賛成ですので、ただ今の原案に対しては許可決定いたします。
議長	それでは、議題事項3番 議案第27号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第27号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明をしたいと思います。 こちらについては、農地法第5条第1項と関係しますので、一括して説明をしたいと思います。

事務局

【議案第27号について朗読】

1. 申請人の住所および氏名

転用事業者

住所 知名町知名307番地

氏名 知名町長 平安正盛氏

2. 土地の表示

知名町瀬利覚字古平作〇〇番地 畑 529㎡

知名町瀬利覚字古平作〇〇番地 畑 889㎡

知名町瀬利覚字古平作〇〇番地 畑 464㎡

知名町瀬利覚字泊原〇〇番地 畑(宅地) 788.38㎡

知名町瀬利覚字泊原〇〇番地 畑 954㎡

3. 事業計画

知名認定こども園

4. 施設の概要

園舎 1,570.67㎡ 園庭 903.20㎡

園内駐車場・通路 2,567.28㎡

その他：園外敷地(道路・緑地帯・駐車場等)

合計 10,960.90㎡

【議案第28号-1について朗読】

1. 申請人の住所および氏名

転用事業者

住所 知名町知名307番地

氏名 知名町長 平安正盛氏

譲渡人

住所 埼玉県越谷市伊原〇〇番地

氏名 〇〇氏

	<p>2. 土地の表示</p> <p>知名町瀬利覚字泊原〇〇番地 畑 2,082㎡</p> <p>3. 事業計画</p> <p>知名認定こども園</p> <p>4. 施設の概要</p> <p>園舎 1,570.67㎡ 園庭 903.20㎡ 園内駐車場・通路 2,567.28㎡ その他：園外敷地（道路・緑地帯・駐車場等） 合計 10,960.90㎡</p>
議長	はい、有難うございます。
議長	それでは、18番委員から何かございませんか。
18番委員	<p>これは今年の2月の総会で農振除外をした区域でございます。その時に許可を受けてあります。</p> <p>一つ、事務局に聞きたいのは、〇〇番地。2月の段階では892㎡だけど、今回の総会では954㎡ですが、大きさが違うんですけど、どうしてですか。</p>
事務局	面積が違うのはですね、以前は土地が筆界未定で土地の境界が決まっていなくてですね、決まったのが7月から9月の時期で確定した面積が今回の面積です。以前は字図の面積で申請しました。

事務局	<p>補足なんですけど、農振除外の議案は2月にしたんですが、その時点では、県の同意がもらえなくてですね、〇〇番地と言う畑があるんですが、そこが基盤整備の工事がされていてですね</p> <p>基盤整備の事業が工事完了公告、事業の締めの手続きがされてなくて、県の同意がもらえませんでした。地元と、県が協力して同意徴収しまして10月2日に工事完了公告をしまして、転用申請を受け付けることになりました。そうして今回の審議となっております。</p>
議長	<p>ただ今の説明に対して、聞きたいことはございませんか。</p>
16番	<p>少し関連するんですが、農業振興地域は鹿児島県が定めたんですか。</p>
事務局	<p>農業振興地域については県が定める、農用地区域は町が定める区域です。一般的には農振除外と言うんですけど、本当は農用地区域からの除外で、町が定めた農用地区域からの除外の手続きですね。</p>
16番委員	<p>町が定めたわけでしょ。県がそれを指定した形になるわけで、要は、鹿児島県の許可がいるのかねと思って。</p>
事務局	<p>それは、法律で決まっています。町が決定するんですけど、町の決定の前に県の同意が必要だと法律でうたわれています、それで県の同意が必要となります。</p>
16番委員	<p>これ、早く進めないと次の弊害が出てくるんじゃないの。</p>

事務局	<p>そうです、これは急ぎです。 早くしないと、工事が遅れます。</p>
議長	<p>みなさん、よろしいですか。 (はいの声あり)</p>
議長	<p>それでは、採決を取ります。 ただ今の原案に対して賛成の方は挙手でお願いいたします。 (挙手全員)</p>
議長	<p>はい、有り難うございます。 全員賛成ですので、ただ今の原案に対しては許可決定いたします。</p>
議長	<p>議案第28号-2、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第28号-2、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。</p>
事務局	<p>【議案第28号-2について朗読】</p> <p>1. 申請人の住所および氏名</p> <p>転用事業者 住所 知名町知名〇〇番地 氏名 〇〇氏</p> <p>譲渡人 住所 兵庫県神戸市東灘区向洋町〇〇番地 氏名 〇〇氏</p>

	<p>住所 兵庫県高砂市中筋〇〇番地 氏名 〇〇氏</p> <p>2. 土地の表示</p> <p>知名町知名字シャノ平〇〇番地 畑 68㎡ 知名町知名字シャノ平〇〇番地 畑 14㎡ 知名町知名字シャノ平〇〇番地 畑 139㎡ 知名町知名字シャノ平〇〇番地 畑 153㎡ 知名町知名字シャノ平〇〇番地 畑 154㎡</p> <p>3. 事業計画</p> <p>一般住宅</p> <p>4. 施設の概要</p> <p>一般住宅 60.02㎡ 車庫・物置 65.00㎡</p>
議長	はい、それでは2番委員から補足説明をお願いいたします。
2番委員	<p>場所については、Tマートを下りた、三叉路になった所なんですけども。この農地については、私も何回か使わせてもらったんですけども、表土も浅く、物が作れない状況で、年1回ロータリーを掛けて置いておく状況で、耕作放棄地にはしないようにと言ったら、ロータリーを掛けて置いてある状況でありました。一応転用と言うことで、周りもほとんど住宅街で、この農地を転用しても、さほど問題ないのかなと私も思っておりますので。皆さんの審議をお願いします。</p>

議長	ただ今の事務局及び2番委員から説明がありましたが、何か聞きたいことはございませんか。
18番委員	工事は入っているんじゃないかな。
2番委員	許可出してから工事に入ると言っているんだが、気が早いので2、3日前から入っています。今はストップしています。
議長	説明の中で土が浅く住宅街と言うことですので、よろしいですか。 (はいの声あり)
議長	それでは採決を取ります。 ただ今の原案に対して賛成の方は挙手でお願いいたします。 (挙手全員)
議長	はい、有り難うございます。 全員賛成ですので、ただ今の原案に対しては許可決定いたします。
議長	議案第28号-3、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第28号-3、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明をしたいと思います。

事務局	<p>【議案第28号-3について朗読】</p> <p>1. 申請人の住所および氏名</p> <p>転用事業者 住所 大島郡龍郷町1 1 1 番地1 氏名 あまみ農業協同組合 代表理事組合長 上岡 重満氏</p> <p>譲渡人 住所 兵庫県西宮市名塩新町〇〇番地 氏名 〇〇氏</p> <p>2. 土地の表示</p> <p>知名町瀬利覚字向田〇〇番地 畑 714㎡</p> <p>3. 事業計画</p> <p>駐車場</p> <p>4. 施設の概要</p> <p>駐車場 283.80㎡</p> <p>この土地については相続となっていますので、書類が揃わない時には、取り下げとなります。</p>
議長	<p>はい、ただ今事務局から説明がございましたが、何か聞きたいことはございませんか。</p>
16番委員	<p>感想だけけれども、この面積でこの金額は高いね。何かあったのかね。素朴な疑問です。</p>

議長	それぐらい、必要だと言うことでしょう。 他にのばす所がなく、ここしかないからでしょう。
16番委員	この調達金額は、審議事項に入らないといけないのかな。 個人情報のものになるのでは。金額は必要なかね、審議の中で。
事務局	個人情報と言っても、皆さんも準公務員なので、守秘義務もありますからね。
事務局	この転用については、通帳も見せてもらいます。確実に事業をするか確認するために、借入証明書や、自己資金は通帳のコピーをします。
議長	皆さんも駐車場のほうは、分かっておりますのでよろしいですか。 (はいの声あり)
議長	それでは、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手でお願いいたします。 (挙手全員)
議長	はい、有り難うございます。 全員賛成ですので、許可決定いたします。
議長	議題事項5番議案第29号知名町地区農用地利用集積計画（案） について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局

【議案第29号について朗読】

利用権の設定

1 番 1 ～ 2 正名字屋武須磨〇〇番地外 1 筆 7,100㎡
賃貸借 5年間の再設定となっています。

2 番 1 下城字ヨタヤ〇〇番地 2,741㎡
賃貸借 5年間の再設定となっています。

3 番 1 下城字大當〇〇番地 3,832㎡
賃貸借 5年間の再設定となっています。

4 番 1 ～ 2 上城字古西目〇〇番地外 1 筆 4,116㎡
賃貸借 10年間の新規設定となっています。

5 番 1 屋者字長当〇〇番地 925㎡
賃貸借 5年間の新規設定となっています。

6 番 1 ～ 4 余多字川尻〇〇番地外 3 筆 12,685㎡
賃貸借 5年間の新規設定となっています。

7 番 1 屋者字セキナハ〇〇番地 4,851㎡
賃貸借 3年間の再設定となっています。

8 番 1 ～ 2 上平川字惣袋〇〇番地外 1 筆 4,949㎡
賃貸借 3年間の再設定となっています。

9 番 1 ～ 5 芦清良字前兼久〇〇番地外 4 筆 11,352㎡
賃貸借 10年間の新規設定となっています。

10 番 1 黒貫字折口〇〇番地 2,800㎡
賃貸借 10年間の新規設定となっています。

11 番 1 ～ 3 芦清良字前兼久〇〇番地外 2 筆 6,582㎡
賃貸借 5年間の新規設定となっています。

12 番 1 ～ 3 芦清良字イベ窪〇〇番地外 2 筆 7,762㎡
賃貸借 10年間の再設定となっています。

	<p>13番1 黒貫字名窪〇〇番地 2,651㎡ 賃貸借 6年間の新規設定となっています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしております</p>
議長	<p>ありがとうございます。 それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員から補足説明をお願いします。</p>
8番委員	<p>1番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人です。〇〇さんは認定農家で、葉タバコ、サトウキビを作っております。この畑はサトウキビが植え付けてありました。機械類は全て揃っております。 ご審議のほう、よろしくをお願いします。</p>
10番委員	<p>2番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人であります。〇〇さんはハーベスタのサトウキビの専作農家であります。認定農業者であり、機械類も全て揃っています。</p>
10番委員	<p>3番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人で、2番と同様です。機械等も全て揃っています。よろしくをお願いします。</p>

<p>10番委員</p>	<p>4番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは親子です。今回〇〇さんが新規就農で、11月から就農する予定にしています。</p> <p>古西目の畑は、現在キビが植えてありまして、29年度の事業でハウスを導入してマンゴーを作る予定です。前産のほうは、すでに、お父さんがやっているマンゴーのハウスのほうを継続で息子がする予定にしています。機械類は全て揃っていますので、ご審議のほうよろしくお願ひします。</p>
<p>13番委員</p>	<p>5番・6番説明</p> <p>5番の〇〇さん〇〇さんは知人であります。6番の〇〇さん〇〇さんも知人であります。〇〇さんは、主にタバコとジャガイモを作っていました。今年タバコを止めて、ジャガイモ専作なるとなっています。どちらもジャガイモを植える準備をしてあります。械類も揃っていますので、ご審議のほうよろしくお願ひします。</p>
<p>15番委員</p>	<p>7番・8番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人です。〇〇さんは認定農業者です。ジャガイモ、マンゴー、サトウキビを作っております。この圃場には、ジャガイモを植え付けする予定です。機械類は揃っていますので、よろしくお願ひします。8番、〇〇さんと〇〇さんも知人です。〇〇さんは認定農業者です。この圃場にはジャガイモを植え付ける予定で、機械類は全て揃っています。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。</p>
<p>16番委員</p>	<p>9番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは本家分家の関係です。〇〇は親父の後を継いで、新規就農をするということで、この2月に永良部に帰ってきました。面積はゼロですが、親父は亡くなりましたので、お母さんのを借りて就農するという事です。初心者ではありますが、今までどおりの農業を継承するという事ですので、よろしくお願ひします。</p>

16番委員	<p>10番説明</p> <p>黒貫の折口、〇〇さんは瀬利覚の方です。40年位ずっと継続して土地を借用しています。引き続き親父がしていたとおり、引き続き借りたいということですので、よろしくをお願いします。</p>
16番委員	<p>11番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは親子です。親の後継者として、親が子供に農業をさせるということでした。農機具は全て揃っています。</p>
16番委員	<p>12番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは義理の親子であります。この方は33歳ですが、前からすでに農業を進めていて新規就農には当たらないということです。中核として芦清良で頑張っています。いずれも親の農機具を活用しながら、新しくやっておりますので、よろしくをお願いします。</p>
17番	<p>13番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは義理の兄弟です。〇〇さんは認定農家であり、現在バレイショ、グラの切り花、サトウキビを栽培しております。機械類は揃っております。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今の事務局及び地区担当委員の説明に対して、質問等がございましたらお願いします。</p>
議長	<p>何かございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声あり)</p>

議長	<p>それでは、ただ今の原案に対して、採決いたします。 賛成の方は挙手でお願いいたします。 (挙手全員)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、ただ今の原案に対しては許可決定いたします。</p>
議長	<p>議案第30号非農地証明願いの審議について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第30号について朗読】</p> <p>申請人 知名町知名〇〇番地 〇〇氏</p> <p>申請地 知名町知名字繁田原〇〇番地 1,460㎡</p> <p>申請地は表土が浅く、農地として利用しても生産性が低いため貸し付けても、2～3年で返還され、現在は耕作者もなく、数年間放置されている状況です。</p>
議長	<p>ただ今の、事務局の説明に対して、補足説明があればお願いいたします。</p>
2番委員	<p>説明</p> <p>現地確認を屋子母、瀬利覚の委員さんと私と、局長の4名で非農地証明について確認事項に照らし合わせながら、確認してきました。現地確認をした時には、写真のとおり転用の状況でした。写真の右上の方に家がありますが、これが〇〇さんの家で、家を建てる時に工事の車両が入るので確認して見たんですが、上がっ</p>

	<p>て来た時に初めて気付いて、〇〇さんと話を進めて、先月の3条申請で畑として使うということだったんですけども、これじゃ畑として使えないんじゃないかということで、今回非農地という形になりました。転用する前に、こういう現状になったというのは申し訳ないと思っています。現在の利用状況のとおり畑として使ってもですね、現地調査して屋子母と瀬利覚の委員さんは分かっていると思うんですけど、土が浅くて、ロータリーを掛けても石が出てくるという状況でもあり、また、トラクター等の出入り口が狭かったり、斜面があったりですね、農地については何年間も放置されている状況でありました。周りも住宅街の中にある状況ですので、非農地にしても問題ないのかなと考えておりますので、皆さんの審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局および地区担当委員から説明がございましたが、何か聞きたいことはございませんか。</p>
議長	<p>よろしいですか。 (はいの声あり)</p>
議長	<p>それでは採決を行います。ただ今の原案に対して賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手全員)</p>
議長	<p>ありがとうございます。 全員賛成ですので、ただ今の原案に対しては許可決定いたします。</p>
議長	<p>それでは報告第9号、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局に説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>それでは報告第9号、農地法第18条第6項の規定による届出について、説明をいたします。</p> <p>農地法第3条及び基盤強化法に基づく利用権設定の合意解約について、申し出がありましたので報告いたします。</p>
事務局	<p>【報告第9号について朗読】</p> <p>合意解約3件</p> <p>1番1～3 大津勘字節佐〇〇番地外2筆 合計4,250㎡ 借り人希望により合意解約</p> <p>2番1～5 芦清良字前兼久〇〇番地外4筆 合計11,352㎡ 他者へ貸付のため合意解約</p> <p>3番1～2 田皆字エト俣〇〇番地外1筆 合計1,817㎡ 借り人へ売買のため合意解約</p>
議長	<p>はい、ただ今の事務局の説明に対して何か質問等はございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声あり)</p>
議長	<p>それでは報告第10号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局に説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告第10号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告をいたします。</p>

事務局	<p>【報告第10号について朗読】</p> <p>相続1件 あっせん希望有り</p> <p>1 番1～9 徳時字大窪〇〇番地外 8 筆 合計18,626㎡ 〇〇さんから知名町徳時の〇〇さんへ相続されております。</p>
議長	<p>ただ今の、事務局の説明に対して、質問等はございませんか。相続1件についてはあっせん希望有りとなっておりますので、5番委員確認をお願いします。</p>
議長	<p>他に、皆さんから聞きたいことはございませんか。よろしいですか。 (はいの声あり)</p>
議長	<p>はい、有難うございます。 それでは、議題事項は終わります。 その他について、事務局にお願いいたします。</p>
事務局	<p>(1) 平成27年度沖永良部・与論地域農業委員研修会について</p> <p>(2) 農業者との意見交換会について</p>
事務局	<p>次回総会 平成27年11月18日(水) 午後1時30分より</p>

議長	以上で、平成27年度第7回知名町農業委員会定例総会はこれをもって閉会いたします。ご苦労さまでした。
----	---------------------------------------------------

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

平成27年10月19日

議長 平井久元

署名委員 城村富忠

署名委員 池スミ子